## 主な指摘事項【訪問介護】

区分	項目	内容	文書指摘 件数
運営	内容及び手続の説明 及び同意	契約書及び重要事項説明書(以下、契約書等)について、下記の点につき修正・追記を行うこと。 今後については、修正を行った契約書等にて同意を得ること。すでに同意を得た利用者については、 修正があることを説明し同意を得ること。 ・従業者の職務の内容について記載すること。 ・訪問介護員等の勤務体制について記載すること。 ・営業日について、実際の営業日との間で齟齬があるため、実際の内容を記載すること。 ・利用料の記載について、1割、2割の記載のみならず3割についても記載すること。 ・利用料の記載について、1割、2割の記載のみならず3割についても記載すること。 ・法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護に係る利用料の支払を受けた場合(償還払い)について、利用者に対してサービス提供証明書を交付する旨を明記すること。 ・通常の実施地域外の利用者について、サービスを提供する場合の交通費等を記載すること。 ・記録の保存期間がサービス提供後5年間となっているため、サービス完結の日から5年間とすること。 ・緊急時等における対応方法について記載すること。 ・事故発生時の対応について記載すること。 ・第三者評価の実施状況について記載すること。	6件
運営	訪問介護計画の作成	・訪問介護計画について、利用者又はその家族の同意を計画期間開始後の日にちで得ているものがあったため、計画期間開始前に利用者又はその家族から同意を得ること。 ・一部の利用者において、訪問介護サービス変更時に訪問介護計画が未作成のものがあったため、サービス提供にあたっては、居宅サービス計画に沿った訪問介護計画を作成すること。	2件
運営	運営規程	運営規程について、下記の点につき修正・追記を行うこと。また、運営規程の変更については、変更届の提出が必要なため、市高齢者総合支援室宛てに変更届を提出すること。・営業日について、運営規程と重要事項説明書との間で齟齬があるため、実際の内容を記載すること。・営業日及び営業時間について、実際の営業日時との間で齟齬があるため修正すること。・虐待防止等に関する研修の実施頻度が年1回以上となっているため、身体拘束も含め年2回以上とすること。・利用料その他の費用の額の記載について、契約書等と運営規程との間で齟齬があるため、実際の内容を記載すること。	5件
運営	勤務体制の確保等	・職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されること(ハラスメント)を防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じること。 ・すべての従業者について、当該事業所が勤務場所であることを明確に示す書類がないため、辞令書等を発出するなどして、その勤務体制を明確にすること。	4件
運営	広告	事業所で作成されたホームページについて、実際の営業時間との間に齟齬があるため、現状に即した記載と すること。	2件
運営	記録の整備	苦情の内容等の記録の保存期間について、事業所で運用するマニュアルでは「3年間」となっていたため、「その完結の日から5年間」に修正すること。	1件
運営	運営基準	・すべての従業者に対し、身体的拘束等及び虐待の防止に関する研修を年2回以上実施し、その記録を保管すること。 ・事故の発生の防止のための会議を定期的に行うこと。	3件

計23件